

令和6年第4回三島町議会12月定例会会議録

招集年月日 令和6年11月15日

招集の場所 三島町役場

開 会 令和6年12月13日 午前10時00分 議長宣告

応招議員 8名

1番 馬場 学 2番 青木 喜章 3番 菅家 三吉

5番 河越 昭利 6番 大竹 克昌 7番 吉垣 絵梨子

8番 五十嵐 健二 9番 二瓶 俊浩

不応招議員 なし

出席議員 8名

1番 馬場 学 2番 青木 喜章 3番 菅家 三吉

5番 河越 昭利 6番 大竹 克昌 7番 吉垣 絵梨子

8番 五十嵐 健二 9番 二瓶 俊浩

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 矢澤 源成 副町長 小堀 庄太郎

教育長 山口 浩 参事兼総務課長 小柴 謙

特命担当課長 渡邊 浩 町民課長 板橋 淳也

産業建設課長 小松 昭 会計管理者 菅家 直人

地域政策課長 舟木 孝治 生涯学習課長 五十嵐 義幸

会議に職務のため、出席した者の職氏名

議会事務局長 星 保弘

議 事 の 経 過

◎開議

○議長 おはようございます。定刻でございます。

全議員の出席を見ております。

これより本日の会議を開きます。(午前10時00分)

◎議案第59号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第1、議案第59号、専決処分承認を求めるについて(令和6年度三島町一般会計補正予算)を議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

(総務課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。6番、大竹克昌議員。

○6番 すみません、質疑というより確認でございますけれども、歳出の報酬の部分で、立会人、管理者等々の細かい配当金というかありますけれども、これは町で決めた金額なのか、県から来ている金額なのか。決まっているものなのでしょうか。

○議長 総務課長。

○総務課長 町選挙委員会で決めている金額でございます。(不規則発言あり)

○議長 総務課長。

○総務課長 条例によって決まっている金額です。

○議長 大竹克昌議員。

○6番 ずっとこれに決められてお支払いしているんですが、今現在、この条例が決まった時の金額でずっと来ていると思うんですが、今現在の年代の、他の町村のこういう金額と比べると、三島町は高いのか安いのか、そういったところは調べたりしているのでしょうか。

○議長 副町長。

○副町長 この報酬につきましては、国の基準がございましてそれに基づいて算定しておりまして、大体近隣町村も同じ金額になっております。

これも、私が総務課長だったと思いますが、当時その改正を行ったということでございますので、全国のレベルといいますか、その基準があるので、それに基づいて算定しております。「分かりました」の声あり)

○議長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第59号、専決処分承認を求めるについて(令和6年度三島町一般会計補正

予算)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決、承認されました。

◎議案第60号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第2、議案第60号、令和6年度三島町一般会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

(総務課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番、吉垣絵梨子議員。

○7番 9ページの土木費、道路維持費で地区要望による道路の修繕ということだったんですけれども、どこの地区の道路になるのか教えていただけますか。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 まず滝原地区と桧原地区、この2地区になっておりまして、滝原地区が特にちょっとひどいものですから、そのようなことで地区からの要望も含めまして早急に対応したいという考えでございます。(「ありがとうございます」の声あり)

○議長 ほかに質疑ありませんか。3番、菅家三吉議員。

○3番 商工費、委託料で164万円、三島町観光推進事業業務委託料の増額ということで、説明で観光協会の人件費とお伺いしておりますが、今ここで増額して、説明の中ではコロナ禍の補助金がなくなったりとか、そういう意味合いもありましたが、今6年度、7年度以降は大体この増額した分の予算内で大体回せる、次年度以降は回していけるという感じですか。それともまだまだ人件費を含め、年間回していくのにもう少し経費がかかっているのか、どんな見当でおられるかお伺いします。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 ただいまのご質問は令和7年度予算に係るものだというご質問かと思いますが、今回パート人件費上げさせていただきました。来年度以降だと、やはりその各事業の物価等、郵便代とか、そもそも品物の値段、また人件費も上がりますので、今の令和6年度のこの予算総額よりもやはり上がるような見込みであります。(「分かりました」の声あり)

○議長 ほかに質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第60号、令和6年度三島町一般会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の審議（説明・質疑・討論・採決）

○議長 日程第3、議案第61号、令和6年度三島町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。町民課長。

(町民課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第61号、令和6年度三島町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の審議（説明・質疑・討論・採決）

○議長 日程第4、議案第62号、令和6年度三島町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。町民課長。

(町民課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第62号、令和6年度三島町介護保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の審議（説明・質疑・討論・採決）

○議長 日程第5、議案第63号、令和6年度三島町簡易水道事業会計補正予算を議題とい

たします。

説明を求めます。産業建設課長。

(産業建設課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第63号、令和6年度三島町簡易水道事業会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第6、議案第64号、令和6年度三島町下水道事業会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。産業建設課長。

(産業建設課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番、五十嵐健二議員。

○8番 まず、下水道事業債ですね、これ見ると30年借入れという、30年間その期間があり、据置を入れると35年借入れできるというような話なんですけれども、今現在、今までのやつの借りたお金も大分残っているのではないのかなと考えるわけなんですけれども、そういったやつの公債費、その返還とかなんかはどういう形でこれから予算の中に上げていくのか、その辺のところをちょっとお伺いしたいのと、あとはやっぱり非常に分かりづらい。今始まったばかりなのでまだまだあれなんですけれども、一般会計のほうから649万円、一応入っているわけですね。それで、その下のほうに予算第7条に定めたというようなところに4,354万8,000円から、5,003万8,000円ですか、それがいわゆる649万円ここに加算されてこうなっているのは分かるんですけれども、5,003万8,000円という金額がどこに出てくるのか。その辺もまだちょっと分からないんですよ。その辺のところもちょっと説明できれば説明していただきたいと思います。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 まず、1点目の下水道事業債のいわゆる償還の部分ということでよろしかったでしょうか。償還につきましては、いわゆる特別会計で行っていました昨年度より引き継いでございます。ですので、そちらにつきましても、いわゆる借りたときの約定に基づきまして、この30年とかそういった期間内にこれまでどおり継続して返していくような形となります。

そして2点目の、いわゆる今回補正しました補助金ですね、補助金の5,038万円ということですが、こちらはいわゆる先ほど申しました3条予算及び4条予算というところに補助金がそれぞれ振り分けられております。それは、いわゆる、営業に関わる部分に対する補助金として、先ほどの設備投資、建設等の設備投資に関わる部分につきそれぞれ色分けして入れるような形になってございまして、当初予算の説明の際にもそのような形で申し上げたんですが、やはり議員ご指摘のとおり、公営企業会計になってからはなかなか細かい部分まで見えてこないというのがございますので、さきの当初予算の際にもご説明申し上げましたが、必要であればこういったような形で補助金を振り分けている、5,000万円を先ほど言った3条予算のうちの営業費用、そして4条予算の設備投資の分とか、そのような形で分けているというようなことが、細かい部分がもし必要でしたら資料をお示しできますので、今ここであれに幾ら、これに幾らというとなかなかちょっと、なかなか難しいものですから、このようなご説明でご理解をいただければと思います。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 償還されているというのは、当然これは償還されなきゃいけないので、下水道事業債ですから分かるんですけども、今後こういった収入・支出の中に公債費の償還金ですか、それがどういう形で上がってくるのか。支出のほうで上がってくるのか。その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 当初予算書を見ていただくと説明しやすい、分かりやすいのかなと思いますが、ちょっとお時間をいただけますでしょうか。

例えば、当初予算の簡易水道のほうになります。水道の部分での当初予算、簡易水道のほうの6ページ目の4条予算、支出を見ていただきますと、項の部分ですね、項の部分の下から2段目の部分に企業債償還金ございます。これで、建設改良等企業債償還金で6,754万5,000円ということで、いわゆる企業債という形の返還が毎年このように上がってきますので、決して金額が見えなくなるということはございませんので、このような形で必ず返還するお金の部分は出てきます。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 これから複式簿記のような形でこの公営企業の会計をやっていくと思うんですけども、監査は町監査でやるわけですね。監査の人たちもこれからそういった監査を行うわけですから、分かりやすいような形での説明をひとつお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 私の記憶が確かでしたら、令和4年の段階で、いわゆる公営企業会計、これから本格的に導入するためにやっていきますというような、議員さん向けの説明会を行ったと思います。あの際には、いわゆる、本当に概念的なものだったのかなという気がしますので、ちょっと今回、我々もちょっと初めてやっている部分もありますので、会計士の先生とかそういった方、今ついていただいて、委託している部分もございますし、いわゆるシステムの部分でやってもらっている業者さんもありますので、そういったところ

で相談しまして、もし可能であれば、いわゆるこういった複式簿記的な部分を含めた、いわゆる公営企業会計に対する研修などを行っていただけませんかというのをちょっと打診してみたいと思いますので、いましばらくお時間いただければと思います。お願いします。

○議長　ほかに質疑ありませんか。
(質疑なし)

○議長　質疑を終わります。
討論に入ります。討論ありませんか。
(討論なし)

○議長　討論を終わります。
これより議案第64号、令和6年度三島町下水道事業会計補正予算を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なし)

○議長　ご異議なしと認めます。
よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。
ここで追加議案の提出があります。
提案理由の説明を求めます。町長。

○町長　追加議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第65号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、福島県人事委員会勧告に倣い、本町においても初任給を中心に若年層に重点を置きつつ全ての号給の給料月額を引き上げ、給料表を改正するものであります。

また、期末勤勉手当等も改正され、その内容についてですが、まず一般職員の改正について、期末手当においては年間支給割合を0.05月引き上げ、現行の2.45月から2.50月とし、勤勉手当においては0.10月引き上げ2.00月から2.10月とします。

次に、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員の改正についてですが、期末手当の年間支給割合を0.025月引き上げ、現行の1.375月から1.40月とし、勤勉手当については年間支給割合を0.025月引き上げ、現行の0.975月から1.00月に引き上げるものであります。

続いて、寒冷地手当の改正については、一般職員の世帯区分に応じ支給額を引き上げます。世帯主かつ扶養親族のある職員については2,000円を増額し1万9,800円、その他の世帯主である職員は1,200円を増額し1万1,400円、その他の職員については840円を増額し8,200円に改正します。

宿日直手当についても改正されます。改正内容は、対象となる職員の勤務1回につき100円を増額し5,600円に改正します。

議案第66号は、令和6年度三島町一般会計補正予算で、歳入歳出1,450万円を増額し、歳入歳出それぞれ28億1,290万円とするものであります。

補正予算の主な内容は、歳入では財政調整基金からの繰入金及び令和5年度繰越金を計上いたしました。

歳出では、まず今回の給与改定に伴い一般職員及び定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員の人件費について増額分を計上しました。

次に、今年度制度改正となった児童手当については、年3回の支給が年6回に改正されたことに伴い、本年度分として2か月分の不足が生じるため補正するものであります。

次に、一般職員及び会計年度任用職員に係る社会保険料率が本年3月に改定したことによる社会保険料の不足分を補正するものであります。

次に、衛生費の保健衛生費においては、当初予定していた会計年度任用職員の応募がなかったことから、人件費を減額補正するものであります。

議案第67号は、令和6年度三島町国民健康保険特別会計補正予算で、歳入歳出176万9,000円を増額し、歳入歳出それぞれ1億8,894万1,000円とするものであります。

補正予算の主な内容は、職員の給与改定及び会計年度任用職員採用の変更による増額分の補正であります。歳入には繰越金と県補助金を計上し、歳出では給与改定分と採用変更に伴う人件費不足分を計上いたしました。

議案第68号は、令和6年度三島町介護保険特別会計補正予算で、歳入歳出総額23万7,000円を増額し、歳入歳出それぞれ4億8,367万2,000円とするものであります。

議案第69号は、令和6年度三島町後期高齢者医療特別会計補正予算で、歳入歳出52万2,000円を増額し、歳入歳出それぞれ3,950万6,000円とするものです。それぞれの補正予算の主な内容は、職員の給与改定による増額分の補正であります。

以上、何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、追加議案の提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長 お諮りいたします。休憩を取りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって11時10分まで休憩といたします。(午前11時01分)

◇

◇

◇

○議長 再開いたします。(午前11時10分)

◎議案第65号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第7、議案第65号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

(総務課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。2番、青木喜章議員。

○2番 この議案に対し反対するものではありませんけれども、現在、町内の一般の民間に勤めておられる方々の年収平均をどのくらいかご存じかお伺いします。40代で。

○議長 総務課長。

○総務課長 大変申し訳ありません。平均というものを調べておりませんので、今すぐはちょっとご回答できないので、今は把握していない状況です。

○議長 2番、青木喜章議員。

○2番 この町役場職員の給与に関しては、毎年広報紙等で公表されておりますので、町民の方々も知っておられると思います。毎年この人事院勧告も私も知っております。町民の方々と役場職員の給料、役場の方が高いとは言いません、でも町民の方はそれ以下であることは現実だと思います。

何を言いたいかといいますと、我々議会も人事院勧告ということで認めているわけでありまして、それなりの給料は保障されるということでもありますので、それ相応の勤務姿勢、あるいは前から言っておりますコンプライアンスであったりいろいろありますので、その辺を十分に配慮し、職務精励をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 総務課長。

○総務課長 ただいま青木議員からいただいたご意見は、町長も常に給与支払い日また報の支払い日には、課長を通して、町民の皆さんからの血税で私たちは働いているということを常に言ってくださいということでお渡ししておりますので、議員ご指摘のとおりそのことを肝に銘じて今後業務に当たってまいります。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第65号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の審議（説明・質疑・討論・採決）

○議長 日程第8、議案第66号、令和6年度三島町一般会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

(総務課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番、五十嵐健二議員。

○8番 歳入のほうで聞きたいんですけども、財調のほうから60万円繰り入れているわけなんですけれども、これ財調から繰入れしなくても、繰越金ですか、そちらのほうで行うわけにはいかなかったわけですか。なぜ財調のほうで繰入れをしているのか、その辺のところちょっとお伺いします。

あと、もう1点なんですけれども、総務費の一般管理費で職員17名の手当ですよ、手当の中に寒冷地手当が入っていないんですよ。これは何か理由があるわけですか。その

ところもちょっとお伺いします。

○議長　総務課長。

○総務課長　まず財政調整基金ですが、繰越金が今回これで何とかこちらに充てられる金額が、補正額で1,390万円で繰越金が上限となりましたので、その不足の60万円ありまして、財政調整基金のほうから持ってくるしかないということで、この選択とさせていただきます。

17名の中の寒冷地手当に関しましては、ちょっと大変申し訳ないです、ちょっとすぐ答えられないで、後ほどでもよろしいでしょうか。休んでもらって、調べてきます。

○議長　暫時休議といたします。(午前11時38分)

◇

◇

◇

○議長　再開いたします。(午前11時40分)

総務課長。

○総務課長　今、確認してきましたが、当初予算で期末、勤勉、児童手当それぞれ予算を確保しておりまして、その当初予算の予算内で今回はこちらの17人に関しては何とか間に合うということで、率により計算した結果何とか当初予算内で収まる金額でしたので、今回上げないということでございます。

○議長　8番、五十嵐健二議員。

○8番　そうすれば、当初予算の中で寒冷地手当を出していたという形でよろしいんですか。それとも当初予算、残額が出たんでそれで賄えるというものか。

○議長　総務課長。

○総務課長　当初予算で概算で取っておりますので、その予算の中で今回、改正になって増えた部分が見えるということで、特別に補正する必要はないということです。(不規則発言あり)

当初予算は、人事異動もあるので概算で予算を取っておりますので、その中でたまたま今回この総務の中では寒冷地手当が十分、今回の改正があっても間に合う予算が取ってあるということでございます。

○議長　8番、五十嵐健二議員。

○8番　説明を聞けば納得いくわけなんですけれども、できればこれの説明のときに、その件も説明していただければ理解しやすいのかなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長　総務課長。

○総務課長　なかなか、ちょっと細かい部分まで入りますので、ちょっと、そのときに説明できるように今後は気をつけたいと思います。

○議長　ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長　質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第66号、令和6年度三島町一般会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第9、議案第67号、令和6年度三島町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。町民課長。

(町民課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番、五十嵐健二議員。

○8番 ちょっと確認なんですけれども、歳入のほうで特別交付金153万9,000円、県支出金なんですけれども、歳出のほうでは人件費に充てております。これは別に何の問題もないわけですね。

○議長 町民課長。

○町民課長 先程の歳入の、保険者努力支援事業分というのは、いろいろ事業がありまして、例えば国保ヘルスアップ事業ですとか、そういったものも含めた保険者努力支援事業分の交付金になります。その中で、看護師を充当させて、そういった事業を展開するということで、人件費分丸々100%、この歳入のほうで見られるという形で、今回計上しているところでございます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第67号、令和6年度三島町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第10、議案第68号、令和6年度三島町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。町民課長。

(町民課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ありませんか。
(討論なし)

○議長 討論なしと認めます。
これより議案第68号、令和6年度三島町介護保険特別会計補正予算を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。
◎議案第69号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第11、議案第69号、令和6年度三島町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。
説明を求めます。町民課長。
(町民課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ありませんか。
(討論なし)

○議長 討論を終わります。
これより議案第69号、令和6年度三島町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。
◎議員提出議案第3号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第12、議員提出議案第3号、最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長、朗読。
(事務局長朗読)

○議長 提案者より説明を求めます。1番、馬場 学議員。

○1番 1番、馬場 学でございます。

議員提出議案第3号、最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出についてでございますが、ただいま議会事務局長からご説明あったとおりでございます。
物価高騰は、地域経済を疲弊させております。また、現行の地域別制度は若者の都市部

への流出の大きな原因となっております。最低賃金引上げや、全国一律制を実現させるためには、政府の抜本的な支援競争強化が必要であると考えます。

以上のことから、

1 番、番最低賃金法の全国一律制度を改正すること、2 つ目、労働者の生活を支えるため最低賃金について直ちに1,500円以上を実現すること、3 つ目、最低賃金の引上げができ、経営が継続できるように、中小企業・小規模事業所への支援策を抜本的に拡充し、許可することを望みます。

以上のようなことから、当議会といたしましても国に向けた意見書を提出したいと考えております。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長 これより質疑に入ります。ございませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより、議員提出議案第3号、最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎継続審査の申し出について

○議長 日程第13、継続審査の申し出についてを議題といたします。

説明を求めます。事務局長、朗読。

(事務局長朗読)

○議長 お諮りいたします。

ただいま継続審査の申出のとおり、継続審査とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

◎閉会

○議長 よって、令和6年第4回三島町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後0時06分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

三島町議会議長

三島町議会署名議員

三島町議会署名議員